

平成27年4月1日

社会福祉法人山形市社会福祉事業団 行動計画

職員がその能力を十分に発揮し、仕事と子育ての両立を図ることができるように、働きやすい環境を整備するため、事業団として次のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間

平成27年4月1日から平成31年3月31日まで（4年間）

2 内 容

目標1 子の看護休暇制度の充実を図り、休暇取得を促進する。

〈対策と実施時期〉

- 平成27年 8月～ 子の看護休暇制度の見直しの検討開始
- 平成28年 2月～ 取扱要綱の改正
- 平成28年 4月～ 制度改正の実施、文書の交付等による職員への周知

目標2 妊娠中の女性職員の母性健康管理についてパンフレットを作成し、制度の周知や情報提供及び相談窓口の設置を行う。

〈対策と実施時期〉

- 平成27年 8月～ 相談窓口の体制検討、パンフレットの内容検討
- 平成27年10月～ 母性健康管理等に関する公的制度の情報収集
- 平成28年 4月～ 相談窓口の設置
- 平成28年 6月～ 制度に関するパンフレット等の作成
- 平成29年 1月～ 職員会議等における職員への説明・周知、パンフレットの配布開始

目標3 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休暇などの諸制度の周知を図る。

〈対策と実施時期〉

- 平成27年 8月～ 出産・育児休業等に関する公的制度の情報収集
- 平成28年 6月～ 諸制度に関する資料等の作成
- 平成29年 1月～ 職員会議等における職員への説明・周知、資料の配布